

令和3年3月10日
追記 令和3年4月 6日

学生・保護者の皆さまへ

理事（教育担当）

令和3年度の授業開始に向けた鹿児島市への移動について（お願い）

3月5日、政府は緊急事態宣言の対象区域である1都3県（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）について、宣言の期間を3月21日まで延長することを決定しました。これを受けて、本学では学生の皆さんに令和3年度の授業開始に向けて可能な限り、3月25日までは学修拠点である鹿児島市に移動されるようお願いいたします。詳細については、下記にてご確認ください。

記

【3月25日時点で緊急事態宣言の都道府県がある場合】

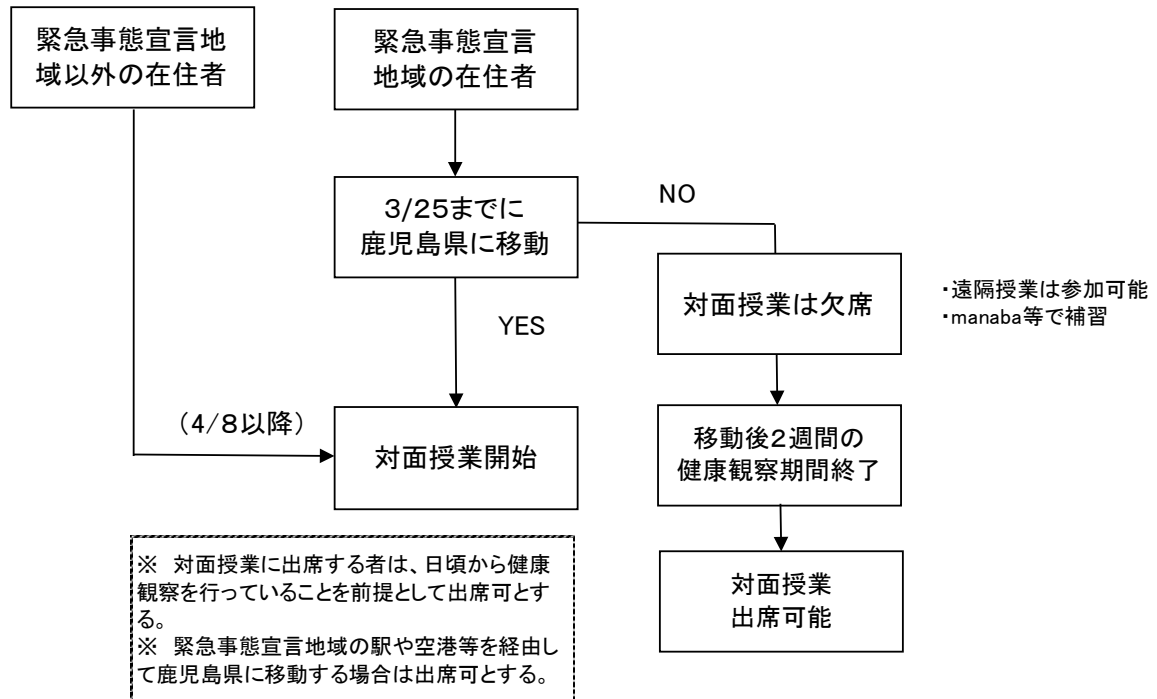
緊急事態宣言該当都道府県在住の在学生で3月25日（木）までに鹿児島市に移動済みの学生は4月8日（木）からの対面授業に出席可能とする。3月25日（木）までに移動できなかった学生は、移動後2週間経過するまでは健康観察期間として、遠隔授業についてのみ受講可能とする。

また、欠席となった学生が不利益となることがないよう、大学は欠席した授業回の補習等を行う。

緊急事態宣言以外の都市からの移動者については、日々の健康観察をしっかり行うことを前提として、対面授業に出席可能とする。

（注）上記文中の3月25日及び4月8日は、授業開始が4月8日の場合を基点に記載しているので、授業開始日が4月8日以外の学部・研究科においては、適宜日程を置き換えて読むこと。

【3月25日時点で緊急事態宣言の都道府県がある場合】



以上